クレーン等安全規則について

ホイストをクレーンまたは簡易リフトとして使用する場合は、クレーン構造規格または簡易リフト構造規格の適用を受けます。

クレーンとは荷を動力を用いて吊り上げ、これを水平に運搬（動力または手動）する機械を云います。
これらの機械は、『クレーン等安全規則』の規制を受けますので各条文を理解した上、遵守してください。

クレーン等安全規則の抜粋

IHI運搬機械株式会社

使用する場合の諸注意

クレーンをお使いになるには所定の資格が必要です。

運転士免許、特別教育修了、技能講習修了、玉掛技能講習修了等の資格のない人には業務を行わせないでください。

1　運転者の資格

<table>
<tr><th colspan="2">操作位置</th><th>吊り上げ荷重</th><th>資　格</th><th>実施者</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">機上運転式
無線操作式</td><td>5トン以上</td><td>クレーン運転士免許所持者
（ク則22条）</td><td>労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
<tr><td>5トン未満</td><td>クレーン運転特別教育修了者
（ク則21条）</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="7">床上操作</td><td rowspan="3">床上運転式
（荷と別に移動）</td><td rowspan="2">5トン以上</td><td>クレーン運転士免許所持者
（ク則22条）</td><td>労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
<tr><td>床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許
（ク則224条の4）</td><td>労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
<tr><td>5トン未満</td><td>クレーン運転特別教育修了者
（ク則21条）</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">床上操作式
（荷と共に移動）
※跨線テルハを除く</td><td>5トン以上</td><td>クレーン運転技能講習修了者
（ク則22条）</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td>5トン未満</td><td rowspan="3">クレーン運転特別教育修了者
（ク則21条）</td><td rowspan="2">労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
<tr><td rowspan="2">跨線テルハ</td><td>5トン以上</td></tr>
<tr><td>5トン未満</td><td>事業者</td></tr>
</table>

2　玉掛け作業者の資格

玉掛け作業者も下記の資格がなければ、業務につくことはできません。

<table>
<tr><th>吊り上げ荷重</th><th>資　格</th><th>実施者</th></tr>
<tr><td>0.5トン未満</td><td>不　要</td><td>不　要</td></tr>
<tr><td rowspan="2">0.5トン以上
1トン未満</td><td>玉掛け特別教育修了者
（ク則222条）</td><td>事業者</td></tr>
<tr><td>玉掛け技能講習修了者
「能開法」による玉掛け訓練修了者
（ク則221条）</td><td>労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
<tr><td>1トン以上</td><td>玉掛け技能講習修了者
「能開法」による玉掛け訓練修了者
（ク則221条）</td><td>労働基準局長または指定教習機関</td></tr>
</table>

令　　：労働安全衛生法施行令
安衛則：労働安全衛生規則
ク則　：クレーン等安全規則

事業者は特別教育を行ったときは、その記録を3年間保存しておかなければなりません。

機　種　の　選　定

- カタログに記載された仕様を十分確認して機種を選定してください。
- 仕様以外の用途、目的には使わないでください。
- 仕様と異なる場合は事前にご相談ください。

用　途　の　制　限

- 荷の上に人が乗ったり、エレベーターの巻上機としては使用できません。
- 簡易リフトとして使われる場合は関係法規を必ず守ってください。

改　造　の　禁　止

- クレーン・ホイスト本体や付属品は絶対に改造しないでください。
- 改造する場合は事前に弊社にご相談ください。

据　付　け

- 据付けは専門業者、もしくは弊社・弊社指定の工事店以外では絶対に行わないでください。
- 据付けに当り、建屋・基礎・レールその他設置場所が十分な強度があることを確認した上で行ってください。
- 走行・横行レール端には十分な強度を持ったストッパーを設けてください。
- アース工事は必ず行ってください。
- 選定された機種にあった環境でお使いください。
- 据付け前に必ず取扱説明書をよく読み、その指示にしたがってください。

使　用　上　の　規　則

- 試運転は必ず行い、各部が正常に作動することを確認してください。
- 下記の事項は法的に禁止されていますので絶対に、行わないでください。
  - ・定格荷重以上の荷の吊り上げ……ク則23条
  - ・ジブ傾斜角以上の使用……ク則24条
  - ・吊り荷への搭乗・作業者の運搬……ク則26条
  - ・吊り荷下への立入・作業……ク則29条
  - ・平均風速10m/s以上の強風時の作業……ク則31条の2
  - ・荷を吊ったままでの放置……ク則32条

これは注意事項の一部ですので製品に付属の取扱説明書に記載の諸注意事項は必ずお守りください。

点　検　の　法　的　義　務

- クレーンを設置した後、下記の定期自主検査の実施とその記録の保存が義務付けられています。
  - ・日常点検……ク則36条
  - ・月例点検……ク則35条
  - ・年次点検……ク則34条
  - ・月例・年次自主検査記録の3年間保存……ク則38条
  - ・異常箇所の補修……ク則39条

取　扱　説　明　書

- ご使用に際しては取扱説明書をよく読み、正しくお使いください。

IHI運搬機械株式会社